

高知大学海洋コア総合研究センター共同利用・共同研究の手引き

高知大学海洋コア総合研究センター（以下「センター」という。）は、地球掘削科学共同利用・共同研究拠点として、海洋コアの総合的な解析を通じ、地球掘削科学に資する研究を推進するため、全国の研究者に、センターの施設・設備を共同利用に供しています。

利用に当たっては次の事項に従って下さい。

1. 利用できる設備

センターでは、センターウェブページの主要設備一覧に示す設備を共同利用に供しています。

http://www.kochi-u.ac.jp/marine-core/cooperations/CMCR_shuyosetubi.pdf

2. 利用資格者

センターの施設・設備を共同利用・共同研究で利用できる者は、次のとおりとします。

- (1) 大学及び学術研究機関に属する研究者及び学生（大学院生・学部学生）
- (2) 高知大学海洋コア総合研究センター長（以下「センター長」という。）が適当と認めた者

3. 休業日

センターの休業日は、原則として次のとおりとします。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定される日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日まで
- (4) 大学が定める休業日
- (5) センター長が定める休業日

4. 利用時間

センターの利用時間は、原則として午前9時から午後5時までとします。

5. 利用手続き・手順

利用手続き・手順は次のとおりとします。

- (1) 共同利用・共同研究課題申請書・実施計画書の提出

- (2) 採否の決定通知
- (3) 大学院生・学部生は、(財) 日本国際教育支援協会の学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険に加入していることを確認 (同等以上の別の保険で可)
- (4) 誓約書及び所属長の承諾書の提出
- (5) 安全管理書類の提出 (安全に関する手続きが必要なもの)
- (6) 研究機器・薬品等の搬入
- (7) 安全管理講習の受講
- (8) 研究開始
- (9) 共同利用・共同研究利用成果報告書の提出

6. 機器等の搬入・搬出

- (1) 提出された「共同利用・共同研究申請書・実施計画書」に基づき高知大学海洋コア総合研究センター課題選定委員会において検討を行い、研究に必要な場合には、研究機器・薬品等の搬入を許可します。
- (2) 研究機器・薬品等をセンターへ搬入する場合は、事前に搬入方法を事務局へ連絡して下さい。
- (3) 廃液が出ることが予想される場合は、センター利用開始時に、センター連絡担当者(センター教員)に取扱方法を御確認下さい。
- (4) 研究終了後は、搬入された研究機器・薬品等は搬出して下さい。

7. センター内の履物について

各自、自分の上履きを持参下さい。上履きは靴(スリッパは不可)とし、材質は薬品が浸透しないもの(合皮・防水加工処理されたものなど)を推奨します。

8. 遵守事項

- (1) センター内では、発行された身分証及び貸与されたカードキーを常に携帯して下さい。身分証及びカードキーは他人に貸与する等、不正な使用をしないで下さい。
- (2) センター長が指定する管理区域への立入りには、関係規則を遵守するほか、センター長が定める管理責任者の指示に従って下さい。
- (3) 全ての設備・機器について、センター長が定める管理責任者の指示に従い利用して下さい。
- (4) センター利用者の追加・変更を含め申請書の内容を一部変更しようとする場合には、利用前に速やかにセンター連絡担当者に相談の上、変更申請書を事務局まで提出して

下さい（なお、内容によっては変更が認められない場合があります）。

(5) 諸事情により利用期間内にセンターの施設・設備を利用できないことが確定した場合には、その旨を文書（利用できない理由も含め）で事務局までお申し出下さい。

9. 経費負担

研究に必要な消耗品等の経費は、原則として利用者負担とします。

センターが主催するシンポジウム等で、研究成果の発表をしていただくことがありますが、その際には発表者に対して旅費の支援を行います。

10. 賠償責任及び保険

故意または過失によりセンターの設備・機器を滅失又はき損したときは、原則として利用者の負担により原状に復して下さい。本学以外の研究者が研究遂行上受けた損失及び損害に関しては、当該研究者の所属機関等に対応するものとし、本学は責任を負いませんのであらかじめ御了承下さい。

また、大学院生・学部生が利用に参画する場合は、(財)日本国際教育支援協会の学生教育研究災害傷害保険（自らの身体への傷害に対応）及び学研災付帯賠償責任保険（他人の身体への傷害と他人の財物の損壊に対応）等、センターにおける機器利用中の事故に対応した保険に加入して下さい（上記と同等以上の保険で可）。加入していない大学院生・学部生は利用できませんので御注意下さい。

11. 知的財産権の取扱

原則として、利用者の所属する機関の発明等に関する規程により、利用者又は利用者の所属する機関に帰属することとなります。ただし、本学研究者等の知的貢献が認められる場合における当該発明等の取扱については、本学と別途協議する必要があるため、高知大学発明規則第2条第1号に規定する発明等が生じた又は生じる可能性がある場合には、速やかに事務局にお申し出下さい。また、利用者の所属する機関等が単独で出願等の手続きを行おうとする場合には、当該発明等に係る知的財産権出願等の前に、あらかじめ事務局にお申し出下さい。

注) 高知大学発明規則第2条第1号に規定する「発明等」とは、次に掲げるものをいいます。

- ・特許権の対象となるものについては発明
- ・実用新案権の対象となるものについては考案
- ・意匠権、商標権、回路配置利用権及びプログラム等の著作権の対象となるものについては創作
- ・品種登録にかかわる権利の対象となるものについては育成
- ・ノウハウを対象とするものについては案出

12. 成果報告

申請者は、共同利用・共同研究利用成果報告書を共同利用・共同研究の実施年度の翌年度の**5月31日**までに作成・提出して下さい。提出された共同利用・共同研究利用成果報告書は、センターの報告書（年報）に掲載されます。なお、センターが主催するシンポジウム等で研究成果の発表をしていただくことがあります。

共同利用・共同研究により見込まれる成果物（原著論文、レビュー等原著論文以外による発表、口頭発表、卒業論文・修士論文・博士論文等）については当該報告書に記載していただくこととなっていますが、成果物として発表された後は、センターのウェブページに掲載されている研究成果登録フォーム

<http://www.kochi-u.ac.jp/marine-core/cooperations/zenkyo/2019/PubForm201901.xlsx>

により、事務局まで御報告下さい。

なお、共同利用・共同研究の成果を学術雑誌等に発表される場合には、センターとの共同利用研究に基づく研究であることを次のように付記していただくと共に、論文・報告等の別刷りまたは写しをセンターに2部提出して下さい。当該論文の著者・所属・共著者・論文タイトル・掲載誌名巻号・該当課題番号等は、センターのウェブページに掲載されます。

和文：本研究は高知大学海洋コア総合研究センター共同利用・共同研究（採択番号）のもとで（海洋研究開発機構の協力により）※ 実施されました。

英文：This study was performed under the cooperative research program of Center for Advanced Marine Core Research (CMCR), Kochi University
<Accept No.> （with the support of JAMSTEC）※.

括弧書き※部分については、主要設備一覧中#印のついている設備を使用した場合にのみ記載して下さい。

13. その他

利用の手引きに記載されるものの他、共同利用・共同研究に関し必要な事項は、センター長の指示に従って下さい。

14. 連絡先

〒783-8502 高知県南国市物部乙 200

高知大学海洋コア総合研究センター共同利用・共同研究拠点事務局

Tel: 088-864-6712

E-mail: core-kyodo@kochi-u.ac.jp

高知大学と国立研究開発法人海洋研究開発機構（JAMSTEC）は、センター施設を共同で管理運営しており、当該施設に対して「高知コアセンター」という共通名称を用いています。共同利用・共同研究は、国立研究開発法人海洋研究開発機構（JAMSTEC）の協力を得て実施されます。